

## 民間利活用作業班報告書（たたき台）

---

# 民間利活用作業班報告書（案）（基本的指針に係る検討結果）

## 民間利活用作業班での検討の経緯

- 予防・健康増進に向けて、自身の健診等情報を適切かつ効果的に活用するための方策として、PHRの活用への期待が高まっている。安全・安心に民間PHRサービスを活用するための課題として、
  - ①（マイナポータルAPI連携に求める基準の整備を含む）ルール
  - ②（マイナポータルAPI連携に係るものを含む）ルールの要件を満たしていることを証明するための仕組み
  - ③サービスの技術革新のスピードに対応できる見直しの体制が示され、環境を整備することが求められた。
- このため、本作業班においては、安全・安心かつ効果的なPHRサービスの利活用に向けて、PHR事業者が遵守すべき事項について、基本的指針として取りまとめるとともに、当該指針の策定における考え方、引き続き検討が必要な事項、PHR事業者間における検討が望まれる事項等についても、別途報告書として整理し、取りまとめることとする。

# (参考) 報告書の主な記載事項 (案)

## 主な記載事項

### 1. はじめに

### 2. 基本的指針の基本的事項に係る留意事項

- 所謂ライフログ等の利活用に際して留意すべき事項については引き続き検討
- 同じデータの項目であっても、健診等において取得されたものと本人が入力したものとでは、計測方法やデータ改変の可能性等の観点で違いが生じ得るため、区別した管理の在り方について事業者間において検討すべき

### 3. 個人情報の適切な取扱いに係る留意事項

- 医師・薬剤師の氏名等を第三者提供する場合の取扱いについては、関係団体と協議の上で、事業者間において検討すべき

### 4. 健診等情報の保存・管理、相互運用性の確保に係る留意事項

- 民間PHR事業者間での健診等情報の直接的なデータ連携については、本人にとっての利便性向上や対応コスト等の観点を考慮しつつ、事業者間での連携の拡大に努めるべき
- より効率的なデータ管理・ポータビリティの仕組みの構築を検討し、情報種別ごとの名称や単位等の統一、通信規格や交換形式に係る標準化を事業者間において図るべき

### 5. 要件遵守の担保方法に係る留意事項

- 第三者による証明が行われることがより望ましく、具体的な証明方法については事業者間によって検討されることが期待される

### 6. その他

- 生活習慣病改善等に向けたPHRサービスを提供する場合には、医療従事者等と連携したサービスを提供することが期待される
- 上記観点も踏まえて、最新の利用可能な技術及び知見等に基づき、より高い水準を目指すサービスガイドラインを策定して取り組むなど、先進的・高度な取組を推進していくことが期待される